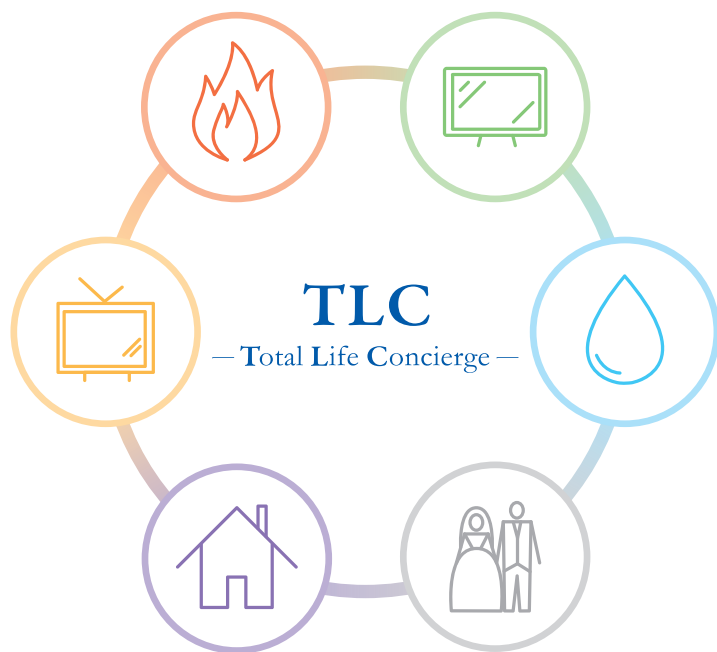




第10回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

開催
場所

グランディエール ブケトーカイ
「シンフォニー」（葵タワー4階）
静岡市葵区紺屋町17-1

議案

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 ストックオプションとし
ての新株予約権の募集事
項の決定を当社取締役会
に委任する件

議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時45分まで

Top Message
トップメッセージ

お客様の快適な生活を総合的にかつ
きめ細やかにサポートする

TOTAL LIFE CONCIERGE

トータルライフコンシェルジュ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

ここに第10回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
経営統合以降、私たちが目指しているのは、お客様の暮らしを
総合的にかつ、きめ細やかにサポートする

「TLC (Total Life Concierge) 」構想です。

暮らしに関わるあらゆるサービスをワンストップ、
ワンコントラクト、ワンコールセンターで提供し、
お客様やその先の地域・社会・地球環境とのつながりを
深めながら、人々の豊かな生活、地域社会の発展、
地球環境保全に貢献してまいります。

代表取締役社長 (CEO)

嶋田 勝彦

目次 Index

第10回定時株主総会招集ご通知	2	(添付書類)	
議決権行使のご案内	4	事業報告	22
ライブ配信のご案内	6	連結計算書類	47
株主総会参考書類	8	計算書類	50
		監査報告書	53

株 主 各 位

静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
株式会社TOKAIホールディングス
取締役社長 鵜 田 勝 彦

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、2021年6月24日（木曜日）の当社営業時間終了時（午後5時45分）までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内



書面により
議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2021年6月24日（木曜日）午後5時45分まで**に到着するようご返送ください。



インターネット等により
議決権を行使される方へ

当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、**2021年6月24日（木曜日）午後5時45分まで**に賛否をご入力ください。

記

1 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 グランディエール ブケトーカイ「シンフォニー」（葵タワー4階）
静岡市葵区紺屋町17-1
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項 報告事項

1. 第10期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
-

決議事項

第1号議案 剰余金配当の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

1. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/library/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書
用紙をご持参
ください



株主総会開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない方



郵送による ご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否
をご表示のうえ、ご返送ください。

各議案の賛否をご記入ください



行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで ご入力

インターネットで 議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時45分まで

議決権行使書用紙のご記入のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第3号議案

賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

一部の候補者を
否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する
候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

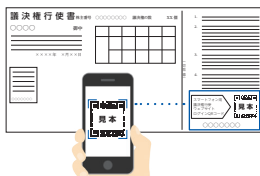
※各議案に対して賛否の表示がない場合、賛成の意思表示がされたものとして取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行出来ます。

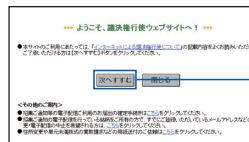
※ 書面と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、電磁的方法（インターネット等）で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

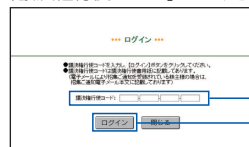
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

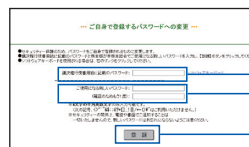
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォーム
のご利用について

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ライブ配信のご案内



株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。



スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法によりライブ配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主ID（＝株主番号）とパスワード（＝郵便番号）を入力の上、ご覧ください。

1 配信日時

2021年6月25日（金） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

2 当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主ID（＝株主番号）」と「パスワード（＝郵便番号）」をあらかじめご用意の上、以下のライブ配信用ウェブサイトへアクセスしてください。

ライブ配信用ウェブサイト <https://tokaigroup-sokai.livestreamcloud.jp/>

株主ID ▶ 議決権行使書類等に記載されている「株主番号」（数字9桁）

パスワード ▶ 株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（3月末時点）（数字7桁、ハイフン無し）



ログイン画面にID（株主番号）とパスワード（お届出ご住所の郵便番号）を入力しログインボタンをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のある9桁の番号が株主番号です。

XXXXXXXXXX

議決権行使書 株主番号 XXXXXXXX



※入力されるお住まいの郵便番号は、株主名簿に登録されている株主様ご住所の郵便番号をご入力ください。

議決権行使書イメージ

「株主ID(=株主番号)」と「パスワード(=郵便番号)」は議決権行使書に記載されております。

※議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。

①株主ID(=株主番号)

議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

②パスワード(=郵便番号)

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使書
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

【ご注意ください】

日本国外居住の株主様につきまして、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。

3 ご留意事項

- インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネット又は郵送により議決権行使をお願いいたします（事前行使の方法は、4頁から5頁をご参照ください）。
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご覧いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (<https://www.tokaiholdings.co.jp/>) にてお知らせいたします。

4 ライブ配信当日の視聴に関するお問い合わせ

株式会社プロネクサス 0120-970-835

受付日時 6月25日（金）（株主総会当日）

午前9時～株主総会終了まで

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金配当の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績や経済状況を勘案し、株主の皆様への継続的な配当という観点から、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円。なお、この場合の配当総額は2,101,727,072円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案

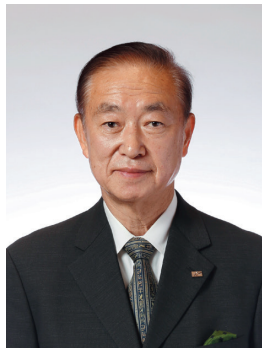
取締役9名選任の件

取締役10名の全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の再任と新任の2名をあわせて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性		
1	ときた かつひこ 鵜田 勝彦	代表取締役社長（CEO）	再任		
2	なかむら としのり 中村 俊則	取締役常務執行役員 経営管理本部長	再任		
3	や ま だ じゅんいち 山田 潤一	常務執行役員 総務本部長	新任		
4	おぐり かつお 小栗 勝男	取締役	再任		
5	ふく だ やすひろ 福田 安広	取締役	再任		
6	す ず き みつはや 鈴木 光速	取締役	再任		
7	そ ね まさひろ 曽根 正弘	取締役	再任	社外	独立
8	ごとう まさひろ 後藤 正博	取締役	再任	社外	独立
9	かわしま の ぶ こ 河島 伸子		新任	社外	独立

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1968年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省
 1992年 6月 資源エネルギー庁長官官房総務課長
 1993年 7月 京都府副知事
 1996年 7月 防衛庁装備局長
 1998年 6月 中小企業庁長官
 1999年 9月 石油公団理事
 2002年 9月 ㈱ザ・トーカイ顧問
 2003年 6月 同社代表取締役副社長
 2005年 6月 同社代表取締役社長
 2008年 6月 同社代表取締役副会長
 2009年10月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）
2011年 4月 当社代表取締役社長（CEO）（現）
 2011年 4月 ㈱TOKAIコミュニケーションズ代表取締役社長
 2011年 6月 ㈱ザ・トーカイ代表取締役会長
 2012年 4月 ㈱ザ・トーカイ代表取締役社長
2012年 4月 ㈱TOKAIケーブルネットワーク代表取締役会長（現）
 2012年 4月 拓開（上海）商貿有限公司董事長
2013年 4月 東海ガス㈱代表取締役会長（現）
 2013年10月 ㈱TOKAIマネジメントサービス代表取締役会長（現）
 2016年 4月 ㈱ザ・トーカイ代表取締役会長（現）
 2018年 4月 ㈱TOKAIコミュニケーションズ代表取締役会長（現）
 2021年 4月 ㈱TOKAIベンチャーキャピタル&インキュベーション代表取締役会長（現）

－ 取締役候補者とした理由等

鴫田勝彦氏は、2009年10月より㈱ザ・トーカイ最高経営責任者（CEO）、2011年4月より当社代表取締役社長（CEO）を務め、当社グループの経営に関する豊富な経歴・実績を有しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

なかむら としのり

中村 俊則

再任

(1969年11月10日生)

所有する当社の株式数 9,085株
 取締役在任年数 2年
 取締役会への出席状況 12/12回(100%)



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2019年 4月	当社執行役員経営管理部、経理部担当、経理部長
2009年 4月	(株)TOKAIコミュニケーションズ 経理部長	2019年 6月	当社取締役執行役員経営管理部、 経理部担当、経理部長
2013年 4月	当社経営管理部	2020年 4月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長 (現)
2018年 5月	当社経営管理部、経理部担当、 経理部長		

－ 取締役候補者とした理由等

中村俊則氏は、当社経営管理部、経理部担当、経営管理本部長等を歴任し、当社グループの業務について豊富な経歴・実績を有しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

やまだ じゅんいち

山田 潤一

新任

(1963年6月8日生)

所有する当社の株式数 12,177株
 取締役在任年数 一年
 取締役会への出席状況 一回(－%)



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2016年 4月	当社執行役員人事企画部、人事採用・ 研修室担当
2006年 4月	同社人事部長	2017年 4月	当社常務執行役員総務本部副本部長
2011年 4月	当社執行役員人事部長	2020年 4月	当社常務執行役員総務本部長 (現)
2012年 4月	当社執行役員人事企画部長		

－ 取締役候補者とした理由等

山田潤一氏は、当社人事企画部、人事採用・研修室担当、総務本部長等を歴任し、当社グループの業務について豊富な経歴・実績を有しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

おぐり かつお
小栗 勝男

再任

(1959年2月10日生)

所有する当社の株式数 42,550株
 取締役在任年数 6年
 取締役会への出席状況 12/12回(100%)



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2015年 4月	(株)ジョイネット代表取締役社長(現)
1995年 6月	同社中遠支店長	2015年 6月	当社取締役(現)
2008年 6月	同社執行役員	2016年 4月	(株)ザ・トーカイ代表取締役社長(現)
2011年 4月	同社常務取締役	2019年 9月	日産工業(株)代表取締役会長(現)
2015年 4月	同社代表取締役副社長	2021年 4月	(株)マルコオ・ポーロ化工代表取締役会長(現)
2015年 4月	当社専務執行役員		
2015年 4月	(株)エナジーライン代表取締役会長(現)		

－ 取締役候補者とした理由等

小栗勝男氏は、当社グループ会社である(株)ザ・トーカイの代表取締役に就任しており、当社グループの事業における専門的な見地からの発言が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

ふくだ やすひろ
福田 安広

再任

(1957年12月25日生)

所有する当社の株式数 83,402株
 取締役在任年数 10年3ヶ月
 取締役会への出席状況 12/12回(100%)



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2010年 6月	同社代表取締役専務
2001年 1月	(株)トーカイ・ブロードバンド・コミュニケーションズ取締役	2011年 4月	同社代表取締役副社長
2005年10月	(株)TOKAIコミュニケーションズ常務取締役	2011年 4月	当社取締役(現)
2008年 6月	同社専務取締役	2013年 4月	(株)TOKAIケーブルネットワーク代表取締役社長
		2018年 4月	(株)TOKAIコミュニケーションズ代表取締役社長(現)

－ 取締役候補者とした理由等

福田安広氏は、当社グループ会社である(株)TOKAIコミュニケーションズの代表取締役に就任しており、当社グループの事業における専門的な見地からの発言が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

す ず き み つ は や
鈴木 光速

再任

(1957年8月21日生)

所有する当社の株式数	24,552株
取締役在任年数	10年3ヶ月
取締役会への出席状況	12/12回(100%)



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2012年 4月	当社取締役常務執行役員海外担当
2008年 5月	同社セキュリティ・ネット事業部長	2012年 4月	拓開（上海）商貿有限公司董事
2008年 6月	同社執行役員セキュリティ・ネット事業部長	2014年 4月	当社取締役（現）
2010年 9月	同社執行役員新規事業開発部担当	2015年 5月	(株)TOKAコミュニケーションズ代表取締役副社長
2011年 4月	当社取締役常務執行役員新規事業開発部担当	2018年 4月	(株)TOKAケーブルネットワーク代表取締役社長（現）

－ 取締役候補者とした理由等

鈴木光速氏は、当社グループ会社である(株)TOKAケーブルネットワークの代表取締役に就任しており、当社グループの事業における専門的な見地からの発言が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

そ ね ま さ ひ ろ
曾根 正弘

再任

社外

独立

(1940年7月27日生)

所有する当社の株式数	0株
取締役在任年数	8年
取締役会への出席状況	12/12回(100%)



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1964年 4月	(株)フジテレビジョン入社	2009年 6月	同社代表取締役会長
1995年 6月	同社取締役	2011年 6月	同社取締役相談役
1998年 6月	(株)テレビ静岡専務取締役	2013年 6月	当社社外取締役（現）
2005年 6月	同社代表取締役社長		

－ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

曾根正弘氏は、社外取締役として公正中立の立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な指導・助言を行っております。また(株)テレビ静岡の代表取締役を務め、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループの経営に関する反映していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

社外取締役に選任された場合は、企業経営の観点から、経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づき、企業価値の向上のための助言等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

8

ごとう まさひろ
後藤 正博

再任 社外 独立
(1952年7月7日生)

所有する当社の株式数 0株
取締役在任年数 3年
取締役会への出席状況 12/12回(100%)



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	(株)静岡銀行入行	2015年 6月	同行取締役
2002年 11月	同行執行役員	2015年 6月	静銀ビジネスフリエイト(株)代表取締役会長
2003年 6月	同行常務執行役員	2015年 6月	静銀総合サービス(株)代表取締役会長
2007年 6月	同行取締役常務執行役員	2018年 6月	当社社外取締役(現)
2010年 6月	同行代表取締役専務執行役員	2019年 1月	(有)ゴトー企画取締役(現)
2012年 6月	同行代表取締役副頭取		

－ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

後藤正博氏は、社外取締役として公正中立の立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な指導・助言を行っております。また(株)静岡銀行の代表取締役、同行のグループ会社の代表取締役を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループの経営に関する反映していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。社外取締役に選任された場合は、企業経営の観点から、経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づき、企業価値の向上のための助言等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

9

かわしま のぶこ
河島 伸子

新任 社外 独立
(1962年10月27日生)

所有する当社の株式数 0株
取締役在任年数 一年
取締役会への出席状況 一回(－%)



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	(株)日本長期信用銀行入行	1999年 4月	学校法人同志社 同志社大学経済学部専任講師
1987年 9月	(株)電通総研入社	2004年 4月	同大学経済学部教授(現)
1995年 9月	英国ウォーリック大学文化政策研究センターリサーチフェロー	2016年 6月	タカラバイオ(株)社外取締役(現)

－ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

河島伸子氏は、同志社大学経済学部の教授を務め、専門的な学識を有しており、社外取締役として公正中立の立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な指導・助言を行うことができると判断し、社外取締役候補者となりました。社外取締役に選任された場合は、大学教授としての観点から、経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づき、企業価値の向上のための助言等を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 曽根正弘氏、後藤正博氏及び河島伸子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 曽根正弘氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。
4. 後藤正博氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
5. 当社は曽根正弘氏及び後藤正博氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、独立役員の指定を継続する予定であります。
6. 当社は河島伸子氏について、独立性について懸念はないものと判断しており、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 河島伸子氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は横山伸子氏であります。

第3号議案

ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

- I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
TOKAIグループのホールディングス化10周年記念事業の一環として、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。
- II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否
 1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
下記Ⅲ. に定める内容の新株予約権11,500個を上限とする。
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式1,150,000株を上限とし、下記Ⅲ. 1. により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
 2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。
ただし、本総会終結後、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3. (2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、本総会終結後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3. に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
- 4. 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過した日から5年間とする。
- 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- 7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。
- 9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- 10. その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以 上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、様々な支援策が図られながらも1年を通して新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた年度となりました。期末にかけては、都市部から全国各地に感染拡散がみられ、またより感染力の強い変異株による感染者が増加するなど、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況下で、中期経営計画「Innovation Plan 2020 “JUMP”」の最終年度である当連結会計年度は、営業活動において、コロナ対策、お客様に向けた安心と従業員の安全、感染防止を最優先し、細心かつ慎重に取り組んでまいりました。それにより、お客様との接点については、新たにWebを活用した情報発信や商談会を行うなど非対面営業を積極的に取り入れ、当連結会計年度末における継続取引顧客件数は、前連結会計年度末から95千件増の3,099千件、TLC会員サービスの会員数は同83千件増の979千件となりました。

当社グループの当連結会計年度における業績については、顧客件数が順調に増加したこと等により、売上高は、196,726百万円（前連結会計年度比0.4%増）、営業利益は15,226百万円（同7.0%増）、経常利益は15,312百万円（同5.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,815百万円（同7.0%増）となりました。売上高については4期連続の増収、各利益項目については3期連続の増益を果たし、いずれも過去最高を更新いたしました。

当社グループは収益基盤拡充のために事業エリアの拡大に取り組んでおり、当連結会計年度では、LPガス事業において6月に愛知県春日井市と三重県四日市市に営業拠点を新設いたしました。さらに、建築設備不動産事業においては、8月に電気工事業を営む中央電機工事株式会社（愛知県名古屋市）、11月にビルメンテナンス事業を営む株式会社イノウエテクニカ（静岡県沼津市）の株式を取得し、連結子会社化いたしました。今後も、新規エリアへの進出及び事業領域の拡充に取り組み、当社グループの業容拡大につなげてまいります。また、海外においては6月にベトナム社会主義共和国でLPガス販売事業を営むMIEN TRUNG GAS JOINT STOCK COMPANY、及びV-GAS PETROLEUM CORPORATIONの2社を持分法適用関連会社とし、ベトナムLPガス市場への参入を果たしました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。なお、当社は、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの名称を「ガス及び石油」から「エネルギー」、「建築及び不動産」から「建築設備不動産」、「情報及び通信サービス」から「情報通信」に変更しております。セグメント名称変更による各セグメントの業績に与える影響はありません。

（エネルギー）

LPGガス事業につきましては、コロナ禍により対面営業を控えながらもテレマーケティングやWebの活用に取り組んだ結果、当連結会計年度で需要案件数は30千件増加し、681千件となりました。仕入価格に連動した販売価格の低下があったものの、巣ごもり需要等により家庭用ガス販売量についても増加し、売上高は65,638百万円（前連結会計年度比0.6%増）となりました。

都市ガス事業につきましては、需要案件数は前連結会計年度末から2千件増加し63千件となりましたが、原料費調整制度による販売価格の低下等により、売上高は11,741百万円（同9.1%減）となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は77,380百万円（同1.0%減）となりましたが、顧客件数の増加等により営業利益は6,115百万円（同24.6%増）となりました。

（建築設備不動産）

建築設備不動産事業につきましては、コロナ禍により営業活動が遅れましたが、M&Aが寄与したことで、当セグメントの売上高は23,177百万円（同3.5%増）となりました。しかしながら、建築設備工事など受注案件が減少したことで営業利益は1,257百万円（同8.8%減）となりました。

（CATV）

CATV事業につきましては、地域密着の事業者として、地元の情報発信や番組制作に注力するとともに、大手動画配信事業者と提携しコンテンツの充実を図るなど、コロナ禍をご家庭で過ごすための楽しさを増やすよう努めてまいりました。また新規獲得については各エリアの実情に応じて慎重かつ着実に営業活動を継続させたことで、放送サービスの顧客件数は前連結会計年度末から14千件増加し875千件、通信サービスの顧客件数は前連結会計年度末から30千件増加し322千件となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は33,745百万円（同7.5%増）、営業利益は4,719百万円（同3.9%増）となりました。

(情報通信)

コンシューマー向け事業につきましては、大手通信キャリアへの対抗やコロナ禍における通信サービスの需要の高まりを背景に、MVNOサービス「L I BMO」に新料金プラン「なっとくプラン」の提供を開始するなど、お客様のニーズに合わせた最適な提案を行うとともに、We bによる顧客獲得を推進してまいりました。その結果、コンシューマー顧客が6期ぶりに純増に転じ、前連結会計年度末から24千件増加し785千件（うちI S P顧客は19千件増加し732千件、うちL I BMO顧客は5千件増加し53千件）となりましたが、A R P Uが減少したことにより売上高は26,304百万円（同8.0%減）となりました。

法人向け事業につきましては、クラウドサービスの進捗に加え、テレワークの需要を取り込み、ストックビジネスの拡大につなげました。以上により、売上高は24,430百万円（同5.5%増）となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は50,735百万円（同2.0%減）、営業利益は3,086百万円（同4.3%増）となりました。

(アクア)

アクア事業につきましては、ショッピングモール等の営業自粛の影響を受けたものの、顧客件数が前連結会計年度末から1千件増加し、162千件となりました。加えて、巣ごもり需要により1顧客当たりの販売本数が増加いたしました。

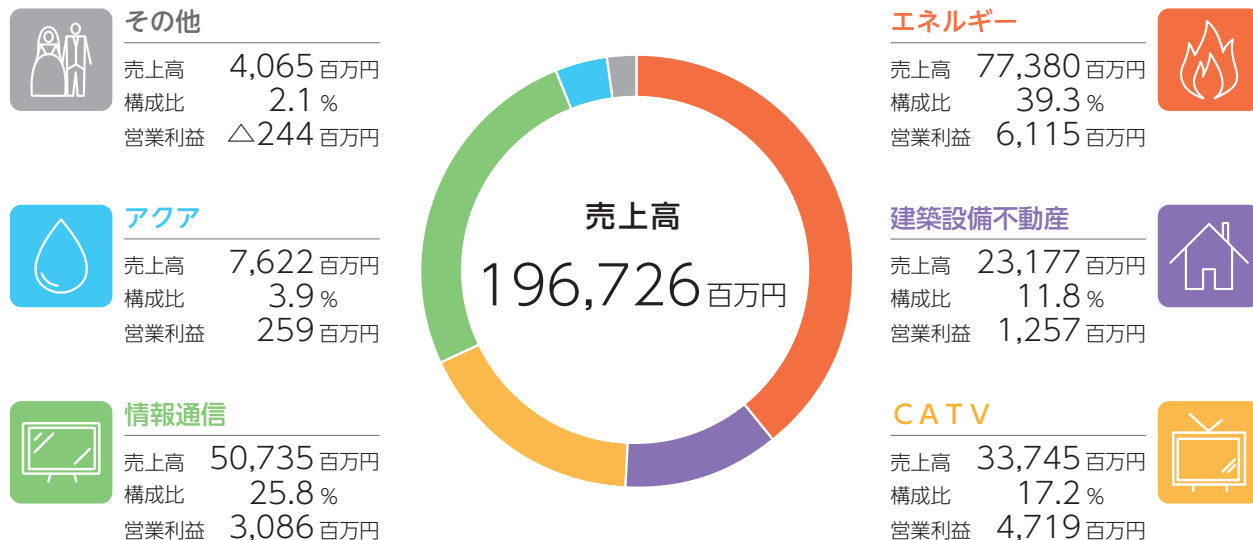
これらにより、当セグメントの売上高は7,622百万円（同2.8%増）となりましたが、物流コストの負担増加等により、営業利益は259百万円（同35.4%減）となりました。

(その他)

その他の事業のうち、介護事業につきましては、前連結会計年度期中に連結子会社となった株式会社テンダー（岐阜県下呂市）が寄与し、売上高は1,314百万円（同5.8%増）となりました。造船事業につきましては、船舶修繕の工事量が増加したことにより、売上高は1,506百万円（同1.7%増）となりました。婚礼催事事業につきましては、婚礼の延期及び宴会の自粛により、売上高は417百万円（同69.3%減）となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は4,065百万円（同16.3%減）、営業損失は244百万円（前連結会計年度は235百万円の営業利益）となりました。

■ 企業集団の事業セグメント別売上高の状況



■ 主要な事業内容

事業	主要な事業内容
 エネルギー	L P ガス、液化天然ガス、その他高圧ガス及び石油製品の販売、都市ガスの供給、関連商品の販売、関連設備・装置の建設工事、セキュリティ等
 建築設備不動産	住宅等の建築、不動産の開発・販売及び賃貸、住宅設備機器等の建築用資材・機器の販売、建物等の附帯設備・装置の建設工事、リフォーム等
 CATV	放送、CATV 網によるインターネット接続等
 情報通信	コンピュータ用ソフト開発、情報処理、インターネット接続、通信機器販売及び代理店業務等
 アクア	飲料水の製造及び販売等
 その他	婚礼催事事業、船舶修繕事業、保険事業、介護事業等

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（営業権を含む）の総額は19,567百万円であります。

なお、当連結会計年度中に完成した主要な設備の内容等は次のとおりであります。

事業セグメント	部門	設備の内容等
エネルギー	L P ガス部門	ガス供給設備等の新設と拡充
	都市ガス部門	都市ガス供給設備等の新設と拡充
C A T V	C A T V 部門	C A T V 事業に係る伝送路設備の新設と拡充
情報通信	システムイノベーションサービス部門	データセンター設備の拡充
	企業向け通信部門	光ファイバー幹線及び伝送装置の新設と拡充

(3) 資金調達の状況

設備投資・M&A資金として124億円の長期借入金を調達いたしました。約定返済及び社債償還との差額により、有利子負債残高は前連結会計年度末と比べ61億円減少し421億円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいて認識している対処すべき課題及びそれらの課題に対する取り組みについては、以下に記載する通りであります。

【全社共通】

先般、菅首相が2050年カーボンニュートラル宣言を行うなど、世界規模で脱炭素社会の実現に向けて動き出しております。当社グループにおいても、温暖化への対応を制約やコストとするのではなく、成長の機会と捉え、積極的なCO₂削減目標を掲げ、持続可能な社会を創る企業グループを目指して取り組んでまいります。

また、働きやすい職場づくりも経営上の重要な課題であり、「ワークスタイル改革」の検討を行ってまいりました。コロナ禍での働き方が検討する契機でありましたが、従来から導入していたフレックスタイム制度に加え、テレワークの導入や個々の事情に応じた柔軟な勤務制度を導入することで、雇用機会の創出や育児・介護との両立、通勤がなくなることでのワークタイムの効率化、分散型ワークスタイルによるBCP対策など多方面での効果が期待出来ます。従業員には、必要な情報機器や端末の貸与、在宅勤務手当、オフィスのフリーアドレス化等整備し、2021年4月より新しい働き方を

スタートさせました。今後は出社率50%に向けて取り組んでまいります。

さらには、当社の掲げるTLC構想の進化に向けて取り組んでいきます。今般、当社グループのオープンイノベーションを担うことを目的として、株式会社TOKAIベンチャーキャピタル&インキュベーションを設立いたしました。エネルギー事業、情報通信事業や住宅関連事業等既存事業とのシナジーに加え、新たな生活関連の事業創出など、TLCサービスの拡充につなげてまいります。また、当社グループのデータ分析基盤である「D-sapience（ディーサ）」を活用して、お客様の行動パターンからお客様が必要としていることの理解を追求し、「末永くご利用頂く」、「複数のサービスをご利用頂く」TLC構想の基本コンセプトを実現してまいります。

主要事業における対処すべき課題は以下のとおりであります。

① ガス事業（液化石油ガス・都市ガス）

当社グループのガス事業を取り巻く環境は、原油価格の変動や温暖化、人口の減少や消費者の省エネ志向、エネルギー事業者間での競合など、今後も環境的には厳しいことが予見され、これらへの対応が課題と認識しております。

液化石油ガス事業につきましては、既存エリアに加え、新規エリアにも積極的に打って出ること、顧客基盤の拡充を図り、持続的成長につなげてまいります。また、「*1 ABCIR+S（アブサース）」を活用した業務のシステム化、自動検針化、配送等客先業務の効率化等、コストの低減にも取り組んでまいります。

また、都市ガス事業につきましては、従来からの静岡県志太エリアに留まらず広域展開に着手し、群馬県下仁田町、秋田県にかほ市に進出しております。今後におきましてもM&Aによる拡大施策に積極的に取り組んでまいります。

***1 アブサース** 当社グループの技術革新へ向けた戦略のこと。AI（A）、BigData（B）、Cloud（C）、IoT（I）、Robotics（R）、SmartPhone（S）、それぞれの頭文字を繋げた造語。

② C A T V事業

C A T V事業につきましては、大手通信事業者との競合が年々激しさを増している状況にあります。

このような状況に対し、当社グループは、放送・通信セット加入による割引サービス、大手携帯キャリアとの連携によるスマホセット割引、あるいは大手動画配信事業との提携による番組コンテンツの充実など競争力を高めることで、新規獲得及び解約防止に取り組んでおります。またコミュニティチャンネルについては、視聴者参加型番組、地域のイベント・スポーツの生中継など、当社グループならではの独自コンテンツとして番組提供を行い、放送サービスの魅力を訴求しております。それらにより顧客の獲得・定着化につなげるなど、今後もC A T Vの価値を高め、顧客基盤の強化、拡充に取り組んでまいります。

③ 情報通信事業

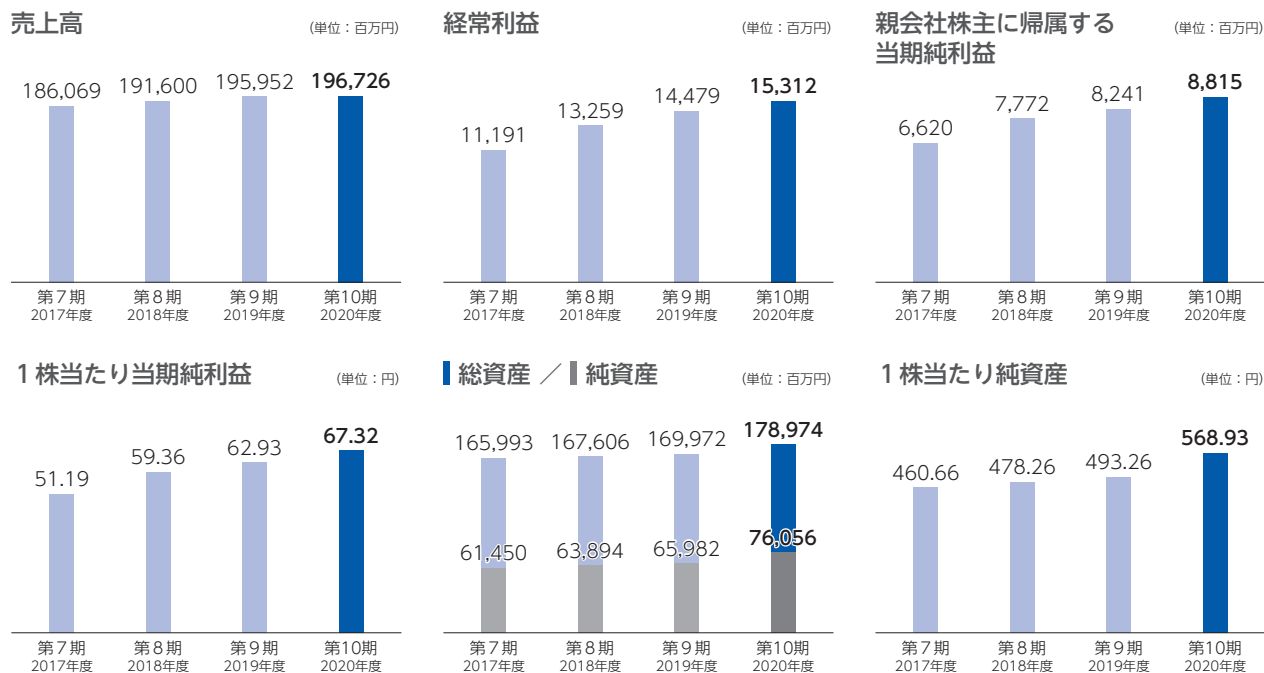
コンシューマー向け事業につきましては、国内ブロードバンド市場は成熟期を迎え、F T T Hの伸びが鈍化している状況にあるなか、大手携帯キャリアの参入により競合が激化しております。当社グループにおいては、獲得ルートの見直しや獲得コストの効率的な配分、解約率の低減に努めるなど、顧客基盤の維持・拡大に取り組み、収益基盤の強化につなげてまいります。また、M V N Oサービス「L I B M O」につきましても、大手携帯キャリア各社が格安料金プランの提供を開始するなど価格競争が激化しておりますが、当社グループにおいては新料金プラン「なっとくプラン」を提供するなど、お客様のニーズに合わせた最適なプランをご提案することで差別化を図ってまいります。

法人向け事業につきましては、技術革新の変化への対応とそれを実現する技術者の確保が課題と認識しております。当社グループにおいては、従来からの自社光ファイバーネットワークとデータセンター、システム開発を三位一体で提供するソリューションサービスに加え、クラウドサービスを取り込むなど、ストックサービスの拡充に取り組んでまいりました。また、発展著しいA I ・ I o T ・ ビッグデータを活用したサービスの商品化についても進めております。このような新しい技術に対応するため、技術者の確保・育成については、教育・研修プログラムを充実させるなど、より一層力を入れて取り組んでまいります。

④ アクア事業

アクア事業につきましては、物流業界の待遇改善、ドライバー不足等を背景とした宅配事業者からの配送単価の値上げ要請や製造原価の上昇等、コストの抑制が課題と認識しております。当社グループにおいては、顧客獲得の強化と並行して同業他社とのアライアンス等、コストの抑制に努めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移



区 分		第7期 2017年度	第8期 2018年度	第9期 2019年度	第10期 (当連結会計年度) 2020年度
売上高	(百万円)	186,069	191,600	195,952	196,726
経常利益	(百万円)	11,191	13,259	14,479	15,312
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,620	7,772	8,241	8,815
1株当たり当期純利益	(円)	51.19	59.36	62.93	67.32
総資産	(百万円)	165,993	167,606	169,972	178,974
純資産	(百万円)	61,450	63,894	65,982	76,056
1株当たり純資産	(円)	460.66	478.26	493.26	568.93

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第8期の期首から適用しており、第7期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
(株)ザ・トーカイ	14,004	100.0	L P ガスの販売、住宅等の建築、不動産の開発・販売及び賃貸、太陽光発電、飲料水の製造及び販売
(株)ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ	1,221	100.0	コンピュータ用ソフト開発、情報処理、インターネット接続、通信機器販売及び代理店業務等
東海ガス(株)	925	100.0	焼津市、藤枝市等の志太広域都市圏の営業区域に都市ガスの供給とL P ガスの販売
(株)ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク	1,000	100.0	放送、C A T V 網によるインターネット接続等
エルシーブイ(株)	353	89.2	放送、C A T V 網によるインターネット接続等
(株)倉敷ケーブルテレビ	400	98.3	放送、C A T V 網によるインターネット接続等

- (注) 1. 当社の出資比率には当社の子会社を通じた間接所有分が含まれています。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社については該当ありません。

② 企業結合の経過及び成果

上記重要な子会社6社を含む33社が連結対象子会社であり、持分法適用関連会社は10社であります。当連結会計年度の売上高は196,726百万円（前連結会計年度比0.4%増）、経常利益が15,312百万円（同5.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,815百万円（同7.0%増）となりました。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
エネルギー	L P ガス、液化天然ガス、その他高圧ガス及び石油製品の販売、都市ガスの供給、関連商品の販売、関連設備・装置の建設工事、セキュリティ等
建築設備不動産	住宅等の建築、不動産の開発・販売及び賃貸、住宅設備機器等の建築用資材・機器の販売、建物等の附帯設備・装置の建設工事、リフォーム等
C A T V	放送、C A T V 網によるインターネット接続等
情報通信	コンピュータ用ソフト開発、情報処理、インターネット接続、通信機器販売及び代理店業務等
アクア	飲料水の製造及び販売等
その他	婚礼催事事業、船舶修繕事業、保険事業、介護事業等

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

社名	事業所名	所在地	支店名
(株)TOKAIホールディングス	本 社	静岡県	
	東 京 本 社	東京都	
(株)ザ・トーカイ	本 社	静岡県	
	東 京 本 社	東京都	
	大井川港基地	静岡県	
	ア ク ア 工 場	静岡県	焼津プラント、富士山プラント
	営 業 所	静岡県	熱海支店、沼津支店、三島支店、御殿場支店、富士支店、富士宮支店、清水支店、静岡支店、焼津支店、榛原支店、中遠支店、浜松支店、浜北支店
		愛知県	中京エリア営業部
		東京都	多摩支店
		神奈川県	横浜支店、厚木支店、相模原支店、湘南支店、小田原支店、川崎支店
		埼玉県	大宮支店、熊谷支店、川越支店、川口支店、所沢支店、和光支店
		千葉県	千葉支店、松戸支店、市原支店、木更津支店、旭支店、大原支店
		群馬県	群馬支店
		栃木県	宇都宮支店、小山支店、那須支店
		茨城県	茨城支店、つくば支店、日立支店
		福島県	福島支店、郡山支店
		宮城県	仙台支店

社名	事業所名	所在地	支店名
(株)TOKAIコミュニケーションズ	本 社	静岡県	
	東 京 本 部	東京都	
	データセンター	静岡県 岡山県	
	営 業 所	神奈川県	神奈川支店、カスタマーセンター
		埼玉県	埼玉支店
		千葉県	千葉支店
		大阪府	大阪事業所
		愛知県	名古屋営業所
東海ガス(株)	本 社	静岡県	
	藤 枝 本 部	静岡県	
	営 業 所	静岡県	島田支店、ショールーム
		群馬県	下仁田支店
(株)TOKAIケーブルネットワーク	本 社	静岡県	
	静 岡 本 部	静岡県	
	営 業 所	静岡県	カスタマーセンター、三島支店、沼津支店、富士支店、西静岡支店、御殿場支店、メディアプラザ藤枝
エルシーバイ(株)	本 社	長野県	
(株)倉敷ケーブルテレビ	本 社	岡山県	
その他27社	本 社	静岡県、東京都、神奈川県、千葉県、岡山県、岐阜県、愛知県、秋田県、宮城県、中国上海市、ミャンマー	

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

(名)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数		前期末比増減数	
エネルギー	1,454	(399)	30	(△7)
建築設備不動産	366	(81)	41	(42)
C A T V	640	(77)	5	(3)
情報通信	1,236	(90)	29	(0)
アクア	146	(61)	4	(△5)
その他	253	(158)	8	(4)
全社 (共通)	156	(32)	4	(4)
合計	4,251	(898)	121	(41)

(注) 1. 従業員数は就業人員（グループ外への出向者を除いております）であり、臨時従業員数（フルタイマー、パートタイマー及び契約社員等であり、派遣社員を除いております）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門（当社及び㈱T O K A I マネジメントサービス）に所属、出向しているものであります。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

(百万円)

借入先	借入金残高
㈱静岡銀行	7,154
㈱みずほ銀行	6,655
三井住友信託銀行㈱	6,640
㈱三井住友銀行	4,897
静岡県信用農業協同組合連合会	3,572
㈱三菱UFJ銀行	3,112

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 131,357,942株（自己株式8,322,035株を除く）
- ③ 株主数 83,448名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,479,100株	8.0%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,599,100株	5.8%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	7,559,820株	5.8%
鈴与商事株式会社	5,799,700株	4.4%
東京海上日動火災保険株式会社	4,611,887株	3.5%
株式会社静岡銀行	4,065,527株	3.1%
三井住友信託銀行株式会社	3,816,000株	2.9%
TOKAIグループ従業員持株会	3,667,101株	2.8%
株式会社みずほ銀行	3,588,577株	2.7%
アストモスエネルギー株式会社	2,724,848株	2.1%

（注）自己株式（8,322,035株）は上記大株主及び持株比率の計算からは除いております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
錦 田 勝 彦	代表取締役社長（CEO）	(株)ザ・トーカイ代表取締役会長 (株)ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ代表取締役会長 東海ガス(株)代表取締役会長 (株)ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク代表取締役会長 (株)ＴＯＫＡＩマネジメントサービス代表取締役会長
真 室 孝 教	代表取締役副社長	社長室長
溝 口 英 嗣	取締役常務執行役員	事業開発推進本部長
中 村 俊 則	取締役常務執行役員	経営管理本部長
小 栗 勝 男	取締役	(株)ザ・トーカイ代表取締役社長 (株)ジョイネット代表取締役社長 (株)エナジーライン代表取締役会長 日産工業(株)代表取締役会長
福 田 安 広	取締役	(株)ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ代表取締役社長
鈴 木 光 速	取締役	(株)ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク代表取締役社長
植 松 章 司	取締役	東海ガス(株)代表取締役社長
曾 根 正 弘	取締役	
後 藤 正 博	取締役	(有)ゴトー企画 取締役
村 田 孝 文	監査役（常勤）	
立 石 健 二	監査役	弁護士法人立石塩谷法律事務所代表弁護士 富士川まちづくり(株)社外監査役 富士宮信用金庫 理事
雨 貝 二 郎	監査役	日本アルコール販売(株)代表取締役会長兼社長 日本アルコール産業(株)取締役会長 日本合成アルコール(株)代表取締役会長
伊 東 義 雄	監査役	ぜんち共済(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役曾根正弘氏及び後藤正博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役立石健二氏、監査役雨貝二郎氏及び監査役伊東義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度末日後、次のとおり取締役の異動がありました。

地位の異動 () 内は従前の地位

取締役専務執行役員 溝口英嗣 (取締役常務執行役員) 2021年4月1日付

5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員(取締役を兼務する執行役員は除く)は次のとおりです。

常務執行役員 村松邦美 常務執行役員 山田潤一 常務執行役員 大石明彦

常務執行役員 中村俊克 常務執行役員 谷口芳浩 執行役員 松浦 晋

執行役員 横田直人

6. 上記執行役員については、事業年度末日後、次のとおり異動がありました。

地位の異動 () 内は従前の地位

常務執行役員 (新任) 豊國浩治 常務執行役員 (新任) 鈴木文男

執行役員 (新任) 池谷 聡

以上 2021年4月1日付

専務執行役員 (新任) 浜崎 貢 常務執行役員 (新任) 松倉明広

常務執行役員 (新任) 池田祐一 執行役員 (新任) 岩本光司

以上 2021年4月28日付

7. 上記執行役員の内、村松邦美氏については、2021年3月31日をもって退任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	216 (13)	129 (12)	89 (0)	9 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	50 (22)	49 (22)	0 (0)	- (-)	4 (3)

- (注) 上記のほか、無報酬の取締役4名がおります。この4名は子会社の役員を兼務する取締役であり、子会社から役員として受けた報酬の総額は189百万円であります。

□ 非金銭報酬等の内容

当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、取締役に対して株式報酬を交付しております。

業績評価の指標は、当該事業年度の連結営業利益を選択しております。詳細は、下記「二．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりです。

株式報酬の結果につきましては、定時株主総会後に開催の取締役会で承認を得ております。2020年度につきましては、営業利益が前年度実績14,224百万円、業績予想15,000百万円に対し、15,226百万円となり、前年実績を上回り業績予想を達成できました。

ハ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第1回定時株主総会での決議により、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）としています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月24日開催の第5回定時株主総会での決議により、株式報酬の額を1事業年度ごとに20,000ポイントを上限としています（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（社外取締役は除く）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第1回定時株主総会での決議により、年額60百万円以内としています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

二 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

- a 当社の取締役の報酬は、株主総会にて決定する報酬の限度内で、経営内容、経済情勢、個別の役員評価結果、社員給与とのバランス等を考慮し、職責や業務貢献度を適正に反映した報酬体系とすることを基本方針と定め、当該方針を2021年2月18日開催の取締役会に付議し決定方針を決議いたしました。

b 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、固定報酬（月額報酬）及び賞与、非金銭報酬の株式報酬により構成します。但し、社外取締役については、その職務に鑑み、非金銭報酬の株式報酬は支給しません。

i 固定報酬等

上記 a の基本方針及び役員報酬等に関する内規に基づき、総合的に勘案して決定するものとします。固定報酬は、月例の固定報酬とし、賞与が支給される場合には、7月支給とします。

ii 非金銭報酬の株式報酬

株式報酬は、役員株式給付規程により定められた下記算式により算出されたポイントをもとに給付額を算出し決定します。

ポイント＝役位別ポイント×評価対象期間における業績に応じた業績評価係数

業績評価の指標は、当該事業年度の連結営業利益を選択し、対前年度実績及び業績予想の達成度合いにより決定します（連結営業利益が前年度以上かつ業績予想達成の場合は業績評価係数1.0、連結営業利益が前年度以上または業績予想達成の場合は業績評価係数0.5、連結営業利益が前年度未満かつ業績予想未達成の場合は業績評価係数0.0）。当該指標を選択した理由は、企業本来の営業活動の成果を示した数値であり、1年間の業績評価の判断基準として最適であると考えたからです。

なお、株式報酬は、中長期的な企業価値向上との連動制を強化した報酬構成とするため、役員を退任した時に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。

c 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、定時株主総会後に開催の取締役会決議にもとづき代表取締役社長 鶴田勝彦及び代表取締役副社長 真室孝教が、その具体的内容について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額および各取締役の役員評価結果を踏まえた賞与の評価配分にあります。当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、独立社外取締役の2名に対して、固定報酬総額及び役員人事について説明し、助言等を受けたうえで、代表取締役2名は、当該助言等の内容に従って決定をしております。

なお、2021年2月18日開催の取締役会で指名・報酬委員会の設置について決議し、2020年度に係わる賞与支給総額については、2021年3月4日開催の指名・報酬委員会の答申を受け決定しております。

④ 社外役員に関する事項

- イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役後藤正博氏は、(有)ゴトー企画の取締役に兼務しております。
同社と当社の間には特別の関係はありません。
 - ・監査役立石健二氏は、弁護士法人立石塩谷法律事務所の代表弁護士、富士川まちづくり(株)の社外監査役、富士宮信用金庫の理事を兼務しております。
同弁護士法人及び各社と当社の間には特別の関係はありません。
 - ・監査役雨貝二郎氏は、日本アルコール販売(株)の代表取締役会長兼社長、日本アルコール産業(株)の取締役会長、日本合成アルコール(株)の代表取締役会長を兼務しております。
3社と当社の間には特別の関係はありません。
 - ・監査役伊東義雄氏は、ぜんち共済(株)の社外監査役に兼務しております。
同社と当社の間には特別の関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

	社外取締役		社外監査役		
	曾 根 正 弘	後 藤 正 博	立 石 健 二	雨 貝 二 郎	伊 東 義 雄
1) 取締役会への出席状況	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中12回出席 (100.0%)
2) 監査役会への出席状況	—	—	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中12回出席 (100.0%)
3) 取締役会・監査役会での発言状況	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立の立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を行っております。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立の立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を行っております。	裁判官・弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を活かし、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。

(注) 各社外取締役は、監査役会との連携を強化し、情報交換を行うため、定期的に監査役会に出席しております。

ハ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ **役員等賠償責任保険契約に関する事項**

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役、並びに当社執行役員を被保険者として、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
1. 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号、第2条第1項）の業務に係る報酬等の額	54百万円 (注)
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	233百万円

- (注) 1. 上記1. の支払額には、当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、職務執行の状況や報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である東京ベイネットワーク(株)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるM&Aに係る財務調査、収益認識に関する会計基準等対応の助言、健康増進サービスに関する助言及び業務のリモート化に関する助言業務等を委託しております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は会社法並びに会社法施行規則に基づき、当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保する体制について、以下のとおり取締役会において決議しております。

① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社は、グループ共通の企業行動憲章並びにグループ共通の理念であるT O K A I－W A Yに基づき、グループコンプライアンス規程を策定するとともに、これを常に実効性あるものとして維持・運用することにより、当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守する企業風土を確立する。
- ロ この徹底を図るため、グループコンプライアンス・リスク管理委員会が、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その下で、グループ各社のコンプライアンス推進組織が、自社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修等を実施する。
- ハ 当社グループ監査室は、グループコンプライアンス・リスク管理委員会と連携し、グループ各社のコンプライアンスの取り組みや実施状況を監査し、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
- ニ 当社は、グループ内部統制規程に基づき、当社グループ全体の内部統制の構築・整備・評価に係る方針を決定する。グループ各社の内部統制推進組織は、この方針に基づき、自社の内部統制の整備・運用状況を評価し、その評価結果及び評価プロセスについて、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。また、個人情報等の情報資産の保護を目的とした「グループ情報セキュリティ推進会議」を設置する。
- ホ グループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、職務執行における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス・リスク管理統括室又は監査役に報告する。同室又は監査役は、当社グループ監査室と共同で事実調査等を行い、その結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会及び当社の取締役会、監査役に報告する。
- ヘ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ社内通報規程に基づき、実効性ある内部通報制度の運用に努める。社内通報は、原則としてヘルプラインシステムによるものとし、通報したことによって、通報者が不利益を被ることがないことを規程に明文化し、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知している。なお、当該システムを通じた通報内容については、適宜、当社監査役と情報を共有する。
- ト グループ各社の監査役は、自社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があることを発見した場合には、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- チ 当社グループは、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力の排除に向けて組織的な対応を取る体制を整備し、警察及び関連機関等との連携を強化する。

② 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- イ 当社グループは、各社の文書管理規程に従い、取締役及び執行役員の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録、保存する。
- ロ 当社グループは、文書の保存期間、閲覧場所、時間等閲覧の具体的方法を各社の文書管理規程に定め、取締役、執行役員又は監査役からの閲覧要請に備え、常に閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、グループリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理統括室が、グループ全体のリスク情報を統括管理する。グループ各社は、別途策定した自社のリスク管理規程に基づき、自社のリスクの状況を評価し、その結果を、定期的にコンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。コンプライアンス・リスク管理統括室は、当社グループ全体のリスク状況について、グループコンプライアンス・リスク管理委員会、当社の取締役会及び監査役会に定期的に報告する。また、当社は、個人顧客および取引関係者などの情報資産をあらゆる脅威から守ることが当社の重要な責務であるとの認識に基づき、情報セキュリティ諸規程を制定するとともに、「グループ情報セキュリティ推進会議」等を設置し、必要な対策を実施する。
- ロ 重要なリスク事象が顕在化した場合、グループ各社は、リスク管理規程若しくは緊急事態対応規程に基づき、対策本部を設置する等の組織的な対応を行い、各社のリスク管理対応組織は、その対応状況について、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。
- ハ 当社グループ監査室は、グループ各社のリスクの所在・対応状況についての監査を行い、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

④ 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保するための体制

- イ 当社グループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定する必要があるため、各社取締役会の前に、当社が主催する常務会、投資検討委員会、事業運営委員会等に付議し、業務執行が効率的かつ適正に行われるよう、十分に審議する。
- ロ 当社は、グループ全体の中期経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。又、当社は、各社の重要な投資案件について、その収益性・リスク等を評価し、適正であると認めた案件につき、各社に対し、必要な経営資源を適時適切に配分する。
- ハ グループ各社は、ＩＴシステムの活用を図り、適時適切に業績の進捗状況を取り纏め、当社の取締役会に対し定期的に報告する。当社の取締役会は、グループ各社業績評価規程に基づき、グループ各社の業績を適正に評価する。
- ニ グループ各社の経営管理については、グループ経営要綱、グループ経営管理規程及びグループ各社承認・報告手続規程に基づき、当社への報告・承認を求めることにより、実効性を確保する。又、必要に応じ、当社の管理担当部門が、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施する。

ホ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ内部統制規程に基づき、グループ全体の財務報告数字の信頼性を確保するために、グループ監査室による内部統制評価監査結果等を踏まえ、グループ全体の内部統制の有効性について、毎年度末に評価を行う。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ 当社は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役が必要とするときは、監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- ロ 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保する。なお、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

⑥ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 当社グループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、「取締役、執行役員及び使用人が監査役会に報告すべき事項についての手続に関する規程」に基づき、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、当社及びグループ各社の監査役に速やかに報告する。なお、①ホに記載のとおり、コンプライアンスの遵守等に係る事項については、直接、当社の監査役に報告することができる。
- ロ 前記によらず、当社の監査役は、いつでも必要に応じ、グループ各社の取締役、執行役員及び使用人に対し報告を求めることができる。

⑦ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- イ 当社は、グループ監査室の監査結果、コンプライアンス・リスク管理統括室のモニタリング結果等を、適時適切に監査役会に報告し、情報を共有することにより、監査役監査が実効的に行われることを確保する。
- ロ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、その目的が適正であると認められる場合には、速やかに処理を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記取締役会決議に基づき、内部統制システムを構築し、その適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社並びに主要グループ各社に、内部統制システムの整備・運用を担う部署を設置し、各社が制定した「財務報告に係る内部統制規程」・「財務報告に係る内部統制評価細則」に基づき、各事業部門等において、内部統制上の不備事項が生じていないかどうかの「自己点検」を、年2回実施している。更に、当該「自己点検」の結果を検証するための内部監査を、グループ監査室が実施して

いる。これらの結果等を踏まえ、各社の代表者が、自社の内部統制の有効性を総合的に評価し、当社に報告している。当社が、グループ全体の内部統制の整備・運用状況を一元的に把握し、年度末時点におけるグループ全体の内部統制の有効性を、当社の代表者が評価し、その結果を記載した「内部統制報告書」を関東財務局長に提出している。

② グループコンプライアンス体制

「グループコンプライアンス規程」に基づき、当社の代表者が委員長を務め、グループ各社の代表者並びに管理担当役員をメンバーとする「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」を年4回開催し、グループ各社において顕在化した不正・不祥事、重大事故・クレーム等について、その発生原因、対処方法、再発防止策等について報告させ、グループ全体で情報共有を図っている。なお、懲戒処分に繋がる重大な不祥事等については、当社の代表者が委員長を務める「処分検討委員会」に付議し、就業規則に基づく適切な処分を実施し、その結果を「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」に報告している。また、不正・不祥事の隠蔽防止、早期発見に資するべく、「グループ社内通報規程」に基づき、外部の通報システムを利用したグループ共通の「社内通報制度」を設け、当社コンプライアンス・リスク管理統括室、グループコンプライアンス・リスク管理委員会委員長が指定する部署および監査役が通報窓口となり、適時適切に問題解決に努めるとともに、取締役、執行役員および使用人に対しあらゆる機会を通じ制度の周知を行っている。また、グループ全体のコンプライアンス推進を図るため、各社のコンプライアンス担当部署が、年度当初にコンプライアンス・プログラムを策定し、年間を通じて、各社の実態に即した「コンプライアンス研修」を実施している。当事業年度は、「グループコンプライアンス委員会」開催に合わせ、グループ各社の経営陣による労務管理に関するディスカッションを実施、特に時間外労働時間の削減について、及び働き方改革による変化についてのテーマで取組み、その重要性を経営トップ自らが十分認識したうえで、各社内にて経営トップ発信の意識付けを行った。

③ グループリスク管理体制

「グループリスク管理規程」に基づき、グループ各社のリスク管理対象部署が中心となって、リスクの洗い出しや評価を行い、リスクの顕在化防止に努めるとともに、リスク顕在化の兆候が見られる場合には、グループ監査室に調査を依頼する等、早めの対応を行っている。特に、重大事故や災害の発生に伴い顕在化するリスクについては、グループ各社の主要事業について、「事業継続計画（BCP）」を策定済みであり、必要に応じて随時、内容の見直しを行っているほか、実際の被害範囲を想定し、損害を最小限に抑えるための備えと訓練を実施している。また、上記②の「社内通報制度」の通報内容や稟議書に内包されるリスクの端緒を意識し、リスクの顕在化や肥大化を未然に防止するよう努めている。なお、グループ各社において、新規事業を始める場合や、一定金額以上の投資を行う場合には、当社の「投資検討委員会」に付議し、当該事業に係るリスクの大きさや発生可能性について、関係者が十分に議論し、適切にリスクをコントロールする体制を構築している。また、当社法務室が契約書のリーガルチェックを実施する等、契約上のトラブル発生を未然に防止している。更に、グループ各社が「債権管理規程」等を策定し、与信管理・債権保全に努めて

いるが、万一、大規模な債権事故等が発生し、不良債権化した場合には、上記②の「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」で取り上げ、その発生原因、対処方法、再発防止策等について、グループ全体での情報共有を図っている。また、グループを横断した「グループ情報セキュリティ推進会議」を設置するとともに、グループ各社に「情報セキュリティ委員会」を設置しており、グループ共通の情報セキュリティ管理体制を構築している。当事業年度は、2021年4月1日より収益認識に関する会計基準が適用開始となることに伴い、グループ各社の商材ごとの収益認識の考えを整理した文書を整え、業務プロセスの影響について評価を行い、自己点検までの対応を行った。

④ グループ会社の経営管理

「グループ経営要綱」・「グループ経営管理規程」・「同細則」・「グループ各社承認・報告手続規程」等に基づき、グループ各社の重要な決定事項や発生した重要事実、リスク情報等が、適時適切に当社に報告されている。グループ各社の予算進捗状況、事業運営上の課題等については「事業運営委員会」（年4回開催）等を通じ、当社に報告され、情報の共有が図られている。また、「グループ会社中期経営計画管理規程」に基づき、各社の中期経営計画、年度予算の策定、見直し等について、当社が適時適切に関与する体制を構築しており、稟議書・報告書による情報伝達のほか、月2回開催される「トップミーティング」を通じ、情報伝達・共有が適時適切に行われている。また、当社の役員が各社の取締役を兼務し、取締役会に出席することにより、経営の監督を行っている。

⑤ 監査役監査の実効性を確保するための体制

当社グループでは、監査役の職務を補助すべき使用人を配置していないが、監査役監査の実効性を確保するための体制として、毎月開催する、会計監査人と各社の内部統制部門、グループ監査室、経理部門との定例会に、主要各社の常勤監査役が出席し、情報共有を図っているほか、上記②の「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」・「処分検討委員会」に当社常勤監査役が出席している。また、「社内通報制度」の通報窓口に当社常勤監査役を加え、情報共有を図っている。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	46,932
現金及び預金	5,577
受取手形及び売掛金	26,323
商品及び製品	3,479
仕掛品	900
原材料及び貯蔵品	1,194
その他	9,860
貸倒引当金	△403
固定資産	132,041
有形固定資産	101,800
建物及び構築物	34,508
機械装置及び運搬具	24,614
土地	24,054
リース資産	13,403
建設仮勘定	660
その他	4,558
無形固定資産	10,687
のれん	5,258
リース資産	727
その他	4,700
投資その他の資産	19,552
投資有価証券	10,207
長期貸付金	57
繰延税金資産	1,712
退職給付に係る資産	3,150
その他	4,698
貸倒引当金	△273
繰延資産	0
資産合計	178,974

負債の部	
流動負債	57,009
支払手形及び買掛金	17,226
短期借入金	12,061
1年内償還予定の社債	112
リース債務	3,934
未払法人税等	2,764
賞与引当金	1,382
その他の引当金	558
その他	18,969
固定負債	45,908
長期借入金	29,955
リース債務	11,349
その他の引当金	276
退職給付に係る負債	962
その他	3,363
負債合計	102,917
純資産の部	
株主資本	68,887
資本金	14,000
資本剰余金	25,542
利益剰余金	31,563
自己株式	△2,219
その他の包括利益累計額	5,623
その他の有価証券評価差額金	1,216
繰延ヘッジ損益	1,918
為替換算調整勘定	33
退職給付に係る調整累計額	2,454
非支配株主持分	1,545
純資産合計	76,056
負債・純資産合計	178,974

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		196,726
売上原価		113,856
売上総利益		82,870
販売費及び一般管理費		67,643
営業利益		15,226
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	184	
受取手数料	30	
助成金収入	113	
その他	261	601
営業外費用		
支払利息	289	
持分法による投資損失	136	
その他	88	515
経常利益		15,312
特別利益		
固定資産売却益	57	
固定資産受贈益	386	
伝送路設備補助金	144	
補助金収入	66	
投資有価証券売却益	18	672
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	814	
減損損失	106	
投資有価証券売却損	16	
投資有価証券評価損	353	
その他	122	1,414
税金等調整前当期純利益		14,570
法人税、住民税及び事業税	5,247	
法人税等調整額	350	5,597
当期純利益		8,973
非支配株主に帰属する当期純利益		157
親会社株主に帰属する当期純利益		8,815

連結株主資本等変動計算書 (皇 2020年 4 月 1 日 2021年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,000	25,542	26,426	△2,221	63,746
当期変動額					
剰余金の配当			△3,678		△3,678
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,815		8,815
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		3		2	5
連結子会社の合併によ る増減		△3			△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	5,137	1	5,140
当期末残高	14,000	25,542	31,563	△2,219	68,887

	その他の包括利益累計額					非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	290	△883	△7	1,449	848	1,387	65,982
当期変動額							
剰余金の配当							△3,678
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,815
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							5
連結子会社の合併によ る増減							△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	925	2,802	40	1,005	4,774	158	4,932
当期変動額合計	925	2,802	40	1,005	4,774	158	10,073
当期末残高	1,216	1,918	33	2,454	5,623	1,545	76,056

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	24,124
現金及び預金	1,726
関係会社売掛金	447
貯蔵品	11
前払費用	42
関係会社短期貸付金	21,459
その他	2,113
貸倒引当金	△1,675
固定資産	75,771
有形固定資産	929
建物	554
構築物	27
船舶	135
工具、器具及び備品	72
土地	58
リース資産	81
無形固定資産	660
ソフトウェア	245
リース資産	414
その他	0
投資その他の資産	74,181
投資有価証券	1
関係会社株式	35,052
関係会社出資金	0
関係会社長期貸付金	39,069
長期前払費用	5
前払年金費用	12
繰延税金資産	107
その他	32
貸倒引当金	△100
繰延資産	0
社債発行費	0
資産合計	99,896

負債の部	
流動負債	29,469
短期借入金	2,425
1年内返済予定の長期借入金	9,507
1年内償還予定の社債	112
リース債務	197
未払金	693
未払費用	24
未払法人税等	1,389
未払消費税等	35
預り金	74
関係会社預り金	14,640
前受収益	5
賞与引当金	31
役員賞与引当金	131
ポイント引当金	189
その他	10
固定負債	30,045
長期借入金	29,652
リース債務	319
役員株式給付引当金	55
その他	18
負債合計	59,515
純資産の部	
株主資本	40,380
資本金	14,000
資本剰余金	21,504
資本準備金	3,500
その他資本剰余金	18,004
利益剰余金	8,152
その他利益剰余金	8,152
繰越利益剰余金	8,152
自己株式	△3,275
評価・換算差額等	0
その他有価証券評価差額金	0
純資産合計	40,381
負債・純資産合計	99,896

損益計算書 (皇 2020年4月1日 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
業務受託収入	706	
経営管理収入	3,759	
利息収入	254	
配当収入	4,598	
その他の営業収入	53	9,373
営業費用		
金融費用	177	
その他の事業費用	26	
販売費及び一般管理費	5,064	5,268
営業利益		4,104
営業外収益		
その他	41	41
営業外費用		
支払利息	1	
その他	15	17
経常利益		4,127
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	4	4
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	8	
投資有価証券評価損	199	
周年事業費用	96	304
税引前当期純利益		3,827
法人税、住民税及び事業税	115	
法人税等調整額	△1	113
当期純利益		3,714

株主資本等変動計算書 (皇 2020年 4月1日
2021年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	14,000	3,500	18,004	21,504	8,116	8,116
当期変動額						
剰余金の配当					△3,678	△3,678
当期純利益					3,714	3,714
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	36	36
当期末残高	14,000	3,500	18,004	21,504	8,152	8,152

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,281	40,339	—	—	40,339
当期変動額					
剰余金の配当		△3,678			△3,678
当期純利益		3,714			3,714
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	5	5			5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			0	0	0
当期変動額合計	5	41	0	0	41
当期末残高	△3,275	40,380	0	0	40,381

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社ＴＯＫＡＩホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森田 健司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 嶋田 聖 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ＴＯＫＡＩホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＯＫＡＩホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社ＴＯＫＡＩホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＴＯＫＡＩホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社TOKAIホールディングス

監査役会

常勤監査役 村田孝文 ㊞

社外監査役 立石健二 ㊞

社外監査役 雨貝二郎 ㊞

社外監査役 伊東義雄 ㊞

以 上

メ ㇿ

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, which is otherwise blank.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

第10回定時株主総会会場ご案内図



会 場 | **グランディエール ブケートカイ「シンフォニー」(葵タワー4階)**
 静岡市葵区紺屋町17-1 TEL 054 (273) 5225

交 通 | ▶ J R 静岡駅北口より地下直結【市役所方面 → 紺屋町・呉服町方面】

▶ J R 静岡駅北口地下道からお越しの場合は、
紺屋町・両替町・昭和町(しずマチ) 方面へお進みください。
 (右記のQRコードより動画による会場までのご案内を行っております。)



※専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン (UD) の
 考えに基づいた見やすいデザイン
 の文字を採用しています。